旅館ホテル政経懇話会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―五―五	東京都千代田区内神田二―一四―一〇
	代表者の氏名	針谷　了	箸尾　達哉
	会計責任者の氏名	中原　国男	平田　昇

二七、三、三一

備考　従来、総務大臣に届出がされていた近代政経調査会は宮崎県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第二百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党静岡県衆議院比例区第一支部	川田　隆	二七、三、一九

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上杉謙太郎後援会	友澤　聡介	二五、三、三一
かだ由紀子を北関東から応援する会	片貝　弥生	二七、三、二三
九翔政経同友会	池田　喜平	二六、一二、三一
埼玉県歯科用品商政治連盟	柴　正宏	二六、一二、三一
鷲峰会	饗庭　知子	二七、三、二七
純正日本主義日本神道塾	井上　俊輔	二六、一二、三〇
政治結社優士愛國同志會	大場　芳美	二七、四、一
創世会	奥田　建	二七、四、二二
大日本新党	山下　善文	二六、一二、二五
大日本憂国党総本部	石田　隆昭	二六、一二、三一
中京維新の会	大村　秀章	二七、三、三一
緑の党グリーンズジャパン神奈川連絡会	高山　治男	二六、八、一三

○総務省告示第二百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	
		新	旧
上杉　光弘	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員
	資金管理団体の名称	近代政経調査会	近代政経調査会
	主たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市松橋一―八―二四	東京都千代田区永田町二―一―二
内田　英雄	公職の種類	和歌山県すさみ町議会議員	和歌山県すさみ町長
	資金管理団体の名称	和歌山県すさみ町議会	福岡県柳川市三橋町高畑二五一
	主たる事務所の所在地	和歌山県すさみ町二―一四―一〇	福岡県柳川市三橋町高畑二五一
江崎　孝	公職の種類	参議院議員	参議院議員
	資金管理団体の名称	えさきたかし後援会	福島県伊達市保原町字旭町六八―二
	主たる事務所の所在地	福島県伊達市保原町旭町六八―一	福島県伊達市保原町字旭町六八―二
金子　恵美	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員
	資金管理団体の名称	徳恵会	東京都新宿区下落合一―五―一〇
	主たる事務所の所在地	東京都狛江市和泉本町三―二五―一五	東京都新宿区下落合一―五―一〇
松崎　哲久	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員
	資金管理団体の名称	基本政策研究会	想いをかたちにするコミュニティ・シンクタンクをつくる会
	主たる事務所の所在地	東京都狛江市和泉本町三―二五―一五	東京都新宿区下落合一―五―一〇
山口　和之	公職の種類	参議院議員	和歌山県すさみ町議会議員
	資金管理団体の名称	コミュニティ・シンクタンクをつくる会	さいち緑の会
	主たる事務所の所在地	福島県福島市三河北町三―一六	東京都千代田区永田町二―一―一
	政治団体の名称	想いをかたちにするコミュニティ・シンクタンクをつくる会	えさきたかし後援会
	主たる事務所の所在地	福島県郡山市富久山町八山田字前林一〇―四	福島県伊達市保原町字旭町六八―一

○総務省告示第二百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
藤澤　愛子	公職の種類	豊島区議会議員		
	資金管理団体の名称	としまの絆を深める会	藤澤　愛子	二七、三、九
	主たる事務所の所在地	東京都豊島区南長崎二―一六―一〇		

(二)　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
奥田　建	公職の種類	衆議院議員		
	資金管理団体の名称	創世会	奥田　建	二七、四、二二
	主たる事務所の所在地	石川県金沢市中村町三―四一		

○総務省告示第二百三十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

別表第七号第十二項を次のように改める。

十二	緊急通報機能	
1	電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を受信する機能を有するインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器	(一)　測定用機器は、インターネットプロトコル移動電話用設備用シミュレータとする。 (二)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。 被検機器 ― RFカップリング又はコネクタ接続 ― インターネットプロトコル移動電話用設備用シミュレータ